在留資格「留学」から就労資格への変更申請を予定されている皆様へ



出入国在留管理庁のホームページの情報を基に作成



2026年4月1日から就労を希望される方は、
2026年1月末までに変更申請をしてください！

※ 「留学」の在留期限が「1月31日以前」であり、同日以降も「留学」の活動を行う場合は、「留学」の在留期間更新許可申請を行う必要があるため、上記期間に在留資格変更許可申請を行わないでください。

【申請に関する注意点】

☑ 在留資格の種類を確認してください。

携わる業務や学歴、職歴等によって該当する在留資格が異なります。
在留資格の一覧は出入国在留管理庁のホームページで確認できます。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/index.html

日本の大学等を卒業した者が日本の公私の機関において、大学等において修得した学修の成果等のほか、留学生としての経験を通じて得た高い日本語能力を活用することを要件として、幅広い業務に従事する活動を認める在留資格**「特定活動（告示46号）」**があります。詳細については以下のリンクをご確認ください。
https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/designatedactivities11.html

☑ 変更申請について、余裕をもって勤め先に確認してください。

所属（契約）機関が準備する提出書類や記入する申請書の項目があるので、必ず勤め先の協力が必要になります。

☑ 申請する前に、書類が揃っているか、必ず確認してください。

書類が不足している場合や審査過程において担当の地方出入国在留管理局から追加の確認事項があった場合は、結果が出るまで通常より時間がかかります。提出書類は出入国在留管理庁のホームページで確認できます。

「技術・人文知識・国際業務」又は「研究」への変更申請において、以下のいずれかに該当する場合、提出書類の省略が認められます。詳細については以下のリンクをご確認ください。

① 日本の大学卒業（予定）者（大学院及び短期大学卒業者を含む）
② 海外の優秀大学卒業者
③ 「留学」から就労資格への在留資格に変更許可を受けた者を現の受入機関において就労する場合

https://www.moj.go.jp/isa/10_00240.html

☑ 分からないことがあれば、相談しましょう。

分からないことがあれば、最寄りの地方出入国在留管理局若しくは外国人在留総合インフォメーションセンターにお問い合わせください。
https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html

